

奈良市公報

号外第9号 (平成26年4月後半分)

平成27年9月9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告示

- 奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示……………1
- 一般競争入札の実施（2件）……………1
- 放置自転車等の保管……………2
- 包括外部監査契約の締結……………2
- 一般競争入札の実施……………2
- 放置自転車等の保管……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………3
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……………3
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………3
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………4
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………4
- 奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示……………4
- 放置自転車等の保管……………4
- 開発行為に関する工事の完了……………4
- 一般競争入札の実施（2件）……………5
- 放置自転車等の保管……………5
- 北登美ヶ丘二丁目住宅地土地地区画整理事業の終了の認可……………5
- 平成25年度国民健康保険料督促状の公示送達……………5
- 国土調査の実施……………6
- 道路の位置指定……………6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………6
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………7
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………7
- 道路の位置指定……………7

公平委員会

- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………7

公営企業

- 大和都市計画下水道事業の事業計画変更図書の写しの

- 公衆縦覧……………8
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………8
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………8

告示

奈良市告示第280号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年4月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に改め、第2条第1号中「第6条の2第5項」を「第6条の3第5項」に改める。

別表の1の表中「奈良市市民活動部人権文化推進室男女共同参画課」を「奈良市市民活動部男女共同参画課」に改める。

附則

この告示は、平成26年4月17日から施行し、この告示による改正後の奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成26年4月17日揭示済)

奈良市告示第281号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃

棄物処理業務委託 一式

以下省略

(平成26年4月18日揭示済)

奈良市告示第282号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎空き缶等産業廃棄物処理業務委託 一式

以下省略

(平成26年4月18日揭示済)

奈良市告示第283号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年4月18日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を含め定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成26年4月18日揭示済)

奈良市告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成26年4月18日

奈良市長 仲川元庸

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成26年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算した金額とする。

3 包括外部監査契約の相手方の氏名及び住所

氏名 前川英樹

住所 大阪市天王寺区上本町6丁目9番7-1402号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(平成26年4月18日揭示済)

奈良市告示第285号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 件名

奈良市臨時福祉給付金及び奈良市子育て世帯臨時特例給付金管理システム並びに関連事務の委託

以下省略

(平成26年4月21日揭示済)

奈良市告示第286号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年4月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成26年4月21日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成26年4月21日揭示済)

奈良市告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
つくだクリニック	奈良県奈良市大宮町一丁目1-32 奈良交通第3ビル2階	平成26年3月14日

(平成26年4月22日揭示済)

奈良市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
つくだクリニック	奈良県奈良市三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3階	平成26年3月15日

(平成26年4月22日揭示済)

奈良市告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
岩谷 篤		柔道整復	平成26年3月1日
スッキリ鍼灸整骨院（岩谷 篤）	奈良県奈良市三条町489-1-1F		

(平成26年4月22日揭示済)

奈良市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
原井 大輔		柔道整復	平成26年1月24日
なかきた鍼灸整骨院（原井 大輔）	奈良県奈良市法蓮町1080-1		

(平成26年4月22日揭示済)

奈良市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
西原 光将		柔道整復	平成26年3月31日
フェイス整骨院（西原 光将）	奈良県奈良市大宮町四丁目270-10 ルデパール新大宮1F		

(平成26年4月22日揭示済)

奈良市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたの

で、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成26年4月22日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
利森 友香		柔道整復	平成26年4月1日
フェイス整骨院 (利森 友香)	奈良県奈良市大宮町四丁目270-10 ルデパール新大宮1F		

(平成26年4月22日掲示済)

奈良市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
伊藤 貴也		柔道整復	平成26年3月30日
かどわき接骨院 (伊藤 貴也)	奈良県奈良市京終地方東側町18		

(平成26年4月22日掲示済)

以下省略

(平成26年4月22日掲示済)

奈良市告示第294号

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱（昭和63年奈良市告示第76号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,575円」を「1,620円」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱別表の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成26年4月22日掲示済)

奈良市告示第295号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成26年4月22日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

奈良市告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年4月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成25年10月29日
奈良市指令都整開 第13A-33号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年4月22日 第1408号
公共施設 平成26年4月22日 第658号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市法華寺町328番1、328番2、328番4、329番1、329番6、329番8、329番9、331番1及び331番3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市八条一丁目814番地の5
株式会社フォレストホーム 代表取締役 森本勝博
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市法華寺町328番1、328番2、328番4、329番1、329番8及び331番1
 - 下水道
奈良市法華寺町328番1の一部、328番2の一部、328番4の一部、329番1の一部、329番8の一部、329番9の一部、331番1の一部及び331番3の一部

(平成26年4月22日揭示済)

奈良市告示第297号

パークアンドライドサイクルライド管理業務に係る委託について、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年4月23日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 パークアンドライドサイクルライド管理業務委託
- 2 業務場所 奈良市役所駐車場(奈良市二条大路南一

項目	概要
業務名称	奈良市地域コミュニティ実態調査実施業務
業務内容	アンケート調査の実施及び集計分析 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の運営支援
委託期間	契約締結の日から平成27年3月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成26年4月23日揭示済)

奈良市告示第299号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年4月24日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年4月24日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年4月24日揭示済)

奈良市告示第300号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業の終了を認可しましたので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成26年4月25日

奈良市長 仲川元庸

	期別	発送年月日	納期限
平成25年度督促状	第7期	平成26年1月16日	平成26年1月30日
平成25年度督促状	第8期	平成26年2月20日	平成26年3月6日

丁目1番1号)

3 業務期間 契約の日から平成26年6月6日まで

4 業務概要 サイクルライド管理業務

以下省略

(平成26年4月23日揭示済)

奈良市告示第298号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年4月23日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

1 土地区画整理事業の名称

北登美ヶ丘二丁目住宅地土地区画整理事業

2 施行者の名称

近畿日本鉄道株式会社

3 事業施行期間

平成24年5月21日から平成26年4月30日まで

4 施行地区

奈良市北登美ヶ丘二丁目の一部

5 施行認可の年月日

平成24年5月21日

6 終了の認可の年月日

平成26年4月25日

(平成26年4月25日揭示済)

奈良市告示第301号

平成25年度国民健康保険料督促状第7期分、第8期分の督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成26年4月25日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

2 この公示送達により変更した後の納期限
平成26年5月12日
3 送達を受けるべき者
別紙公示送達名簿に記載
別紙省略
(平成26年4月25日揭示済)

奈良市告示第302号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。
平成26年4月25日
奈良市長 仲川元庸

- 1 事業計画が公示された年月日
平成26年4月22日（平成26年奈良県告示第35号）
- 2 調査を実施する者の名称
奈良市
- 3 調査地域
奈良市都祁小山戸町及び都祁相河町の各一部の地域
- 4 調査期間
平成26年4月25日から平成27年3月31日まで
(平成26年4月25日揭示済)

奈良市告示第303号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築

基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。
平成26年4月28日
奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市あやめ池北二丁目4番15号
申請者氏名	株式会社 ヒラサワ住宅 代表取締役 金岡 正樹
道路の位置	奈良市神殿町453番3の一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	22.92m
指定年月日	平成26年4月28日
指定番号	第H2511号

(平成26年4月28日揭示済)

奈良市告示第304号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成26年4月30日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護らくじ苑	奈良県奈良市南京終町19-1	定期巡回随時対応型訪問介護看護	平成26年2月1日
社会福祉法人 楽慈会	奈良県奈良市南京終町19-1		

(平成26年4月30日揭示済)

奈良市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成26年4月30日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良県奈良市学園北一丁目13-10	居宅 訪問看護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問看護	平成26年3月1日 平成26年3月1日 平成26年3月1日
一般財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13番1号		

(平成26年4月30日揭示済)

奈良市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告

示します。

平成26年4月30日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良県奈良市学園北一丁目13-10	居宅 訪問看護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問看護	平成26年4月1日 平成26年4月1日 平成26年4月1日
医療法人社団ハートランド	奈良県奈良市学園北一丁目13-10		

(平成26年4月30日揭示済)

したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

奈良市告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

平成26年4月30日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良県奈良市学園北一丁目13-10	平成26年3月31日

(平成26年4月30日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

奈良市告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

平成26年4月30日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良県奈良市学園北一丁目13-10	平成26年4月1日

(平成26年4月30日揭示済)

奈良市告示第309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成26年4月30日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市あやめ池南二丁目1番41号
申請者氏名	クリエイト関西株式会社 代表取締役 葛原 芳保
道路の位置	奈良市疋田町二丁目691番8、691番10、691番12、700番2の各一部及び691番13
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	18.10m
指定年月日	平成26年4月30日
指定番号	第H2507号

(平成26年4月30日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

奈良市公平委員会

委員長 宮脇紀夫

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「参事」を「参事 校長」に、「工場長」を「工場長 事務長」に、「総合政策部」を「財務部」に、「総務部人事課人事係長、研修係長、給与係長及び福利厚生係長」を「総務部人事課の主任」に、「文書法制課」を「法務ガバナンス課」に、「総務部人事課人事係及び給与係の事務職員」を「総務部人事課の人事又は給与担当の事務職員」に改め、同表教育委員会事務局の項中「所長補佐」を「所長補佐 室長補佐」に改め、同表の備考第5項中「第12条」を「第2条第1項及び第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正

後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市単独公共下水道の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成26年4月17日

奈良市公営企業管理者

池田 修

縦覧場所

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局下水道部下水道総務課

(平成26年4月17日揭示済)

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年4月30日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
吉田設備工業	吉田 悦規	奈良県生駒郡三郷町立野北三丁目6-3	平成26年4月22日

(平成26年4月30日揭示済)

奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年4月30日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
はぎはら設備	萩原 優圭	奈良市雑司町172	平成26年4月18日
株式会社 吉田設備	代表取締役 吉田 悦規	奈良県生駒郡三郷町立野北三丁目6番3号	平成26年4月22日

(平成26年4月30日揭示済)